

志津南学区体育振興委員会会則

平成 28 年 4 月 3 日

平成 28 年度 志津南学区体育振興委員会

第1条 (名称及び事務局)

本会は志津南学区体育振興委員会(以下、本会という)といい、本会の事務局は志津南市民センターにおく。

第2条 (目的)

本会は、以下のことを目的とする。

- (1) 志津南学区(以下、本学区という)の住民が安全かつ公正な環境の下で各々の関心、適性に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保すること。
- (2) スポーツを通じて、本学区住民の体力の向上、人格の形成、心身の健康の保持増進を図り、地域社会の一体感や活力を醸成すること。

第3条 (組織)

本会は、第5条の委員で組織する。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会の企画運営
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (委員)

本会は本会の活動推進のために委員をおく。

2. 委員の選出は次のとおりとする。その任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 学区内の各町内から選出された体育振興委員。
- (2) 学区内のスポーツ推進委員および協力員(本会経験者および協力者)。

第6条 (役員)

本会に次の役員をおく。

| | |
|-------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 事業部長 | 若干名 |
| 顧問 | 1名 |
| 役員経験者 | 若干名 |

2. 本会の役員は、委員の互選により選任し、第10条の総会で承認を得た者とする。その任期は1年とし、再任を妨げない。但し、委員長の任期は3年を限度とする。

第7条 (役員の仕事)

委員長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できない時はその職務を代行する。
3. 事務局長及び事務局次長は本会の一切の庶務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を行う。
5. 事業部長は第8条の事業部会を代表し、当該会務を統括する。
6. 第9条の顧問は委員長の諮問役として、委員長の会務の計画や遂行のための支援を行なう。

第8条 (事業部会)

本会の会務執行のため、必要に応じて事業部会を設置する。

2. 各事業部会の事業部長は、当該部会の進行を務める。
3. 各部会は、事業の計画に基づいて検討し、執行する。なお、執行にあたる事業については、第10条の委員会の決議で決定する。

第9条 (顧問)

顧問は第10条の役員会で選任し、総会で承認を得た者とする。また、その任期は役員に準じる。

第10条（会議）

本会の会議は総会、委員会、役員会、および事業部会とする。

2. 総会は本会の全委員で構成し、年一回開催する。臨時総会は必要に応じて、委員長が招集する。
3. 総会において協議または議決する事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員を選出にすること。
 - (2) 会則の改廃にすること。
 - (3) 事業計画及び報告にすること。
 - (4) 予算及び決算にすること。
 - (5) その他本会の運営にすること。
4. 委員会と役員会は委員長が招集する。
5. 委員会は本会の全委員で構成し、協議または議決する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項にすること。
 - (2) 第4条に規定する事業の執行にすること。
6. 役員会は委員長、副委員長、事務局長、事務局次長、会計、事業部長で構成し、協議事項は本会の事業、運営にすることとする。
7. 事業部会は必要に応じて事業部長が招集する。
8. 事業部会は事業部長、スポーツ推進委員、各町体育振興委員で構成し、協議事項は各部会事業の開催計画と執行にすることとする。
9. 本会の会議は、各々構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数によって議決される。

第11条（経費）

本会の経費はまちづくり協議会活動費によってまかなう。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(施行細則)

本会則の施行について必要な細則は委員会が定める。

付則

本会則は平成 24 年 4 月 7 日から施行する。A

本会則は平成 25 年 4 月 6 日から施行する。A

本会則は平成 26 年 4 月 6 日から施行する。A

本会則は平成 28 年 4 月 3 日から施行する。B

改編遍歴 A

| 年/月/日 | 改編前 | 改編後 | 改編理由 |
|----------------------------------|---|--|---|
| H25/4/6 | 第6条 1項 本会に次の役員をおく。 会計監査役 2名 | 第6条 1項 本会に次の役員をおく。 会計監査役 2名 | 平成 25 年度より会計がまちづくり協議会に一本化され会計監査役が不要になるため。 |
| | 第7条 5項 会計監査役は本会の会計を監査し、総会で報告する。 同 6項 事業部長は事業部会を代表し会務を統括する。 | 第7条 5項 会計監査役は本会の会計を監査し、総会で報告する。 同 6項 事業部長は事業部会を代表し会務を統括する。 | |
| H26/4/6 | 表紙、第 1 条、第 2 条(1)項、 第 5 条(2)項 志津南地区 | 志津南学区 | 志津南地区と追分町各町との合併により志津南学区体育振興委員会となるため。 |
| | 第 2 条(2)項 体力の向上 | 本学区住民の体力の向上 | 対象を明確化のため。 |
| | 第 5 条(1)項 ・各町内 | ・学区内各町内 | 対象を明確化のため。 |
| | 第 5 条 (2)項 ・地区内の ・本会経験者および協力者 | ・学区内の ・協力員(本会経験者および協力者) | まち協の用語と統一のため。 |
| | 第 6 条 2.項 ・互選により決定 ・総会で | ・互選により選任 ・第 10 条の総会で | ・決定(承認)は総会によるため。 ・本条以降で記載されているため、条番号を明記。 |
| | 第 7 条 5.項 ・事業部会 ・会務 | 第8条の事業部会 当該会務 | 本条以降で記載されているため、条番号を明記。 関与範囲を明記。 |
| | 第 8 条 2.項 部会 | 当該部会 | 関与範囲を明記。 |
| | 第 8 条 3.項 委員会 | 第10条の委員会 | 本条以降で記載されているため、条番号を明記。 |
| | 第 9 条 ・顧問の任命は役員会で ・役員会で決定し | ・顧問は第10条の役員会で ・役員会で選任し | ・本条以降で記載されているため、条番号を明記。 ・決定(承認)は総会によるため。 |
| | 第 9 条 2.項 意見具申をすることができる | 会務の計画、遂行のための支援を行なう | 実施する内容の明確化のため。 |
| | 第 10 条 8.項 ・体育振興委員 ・運営に関する事 | ・各町体育振興委員 ・開催計画と執行に関する事 | ・構成員の明確化のため。 ・内容の明確化のため。 |
| 第 11 条 補助金、助成金、寄付金、 その他の収入 | 抹消 | 左記はまち協の収入となり、体振の収入としないため。 | |

改編遍歴 B

| 年/月/日 | 改編前 | 改編後 | 改編理由 |
|---------|---|---|---------------------------------------|
| H27/4/3 | <p>第4条(事業)</p> <p>本会は、第2条の…。</p> <p>(2) 各種スポーツクラブの育成</p> <p>(3) その他本会の…。</p> | <p>第4条(事業)</p> <p>本会は、第2条の…。</p> <p>(2) 各種スポーツクラブの育成</p> <p>(2) (3) その他本会の…。</p> | <p>クラブ助成事業を若草・岡本西地区別事業委員会に委譲したため。</p> |
| | <p>第6条(役員)</p> <p>本会に次の役員をおく。</p> | <p>第6条(役員)</p> <p>本会に次の役員をおく。</p> <p>顧問 1名</p> <p>役員経験者 若干名</p> <p>追記</p> | <p>役員会の現行に合わせ、人的補充を目的とするため。</p> |
| | <p>第7条(役員の仕事)</p> | <p>第7条(役員の仕事)</p> <p>6. 第9条の顧問は委員長の諮問役として、委員長の会務の計画や遂行のための支援を行う。</p> <p>追記</p> | <p>顧問を役員会メンバーに組織するため。</p> |
| | <p>第9条(顧問)</p> <p>本会は顧問をおくことができる。顧問は第10条の役員会で選任し、総会で承認を得た者とする。また、その任期は役員会に準じる。</p> <p>2. 顧問は委員長の諮問役として、委員長の会務の計画や遂行のための支援を行う。</p> | <p>第9条(顧問)</p> <p>本会は顧問をおくことができる。顧問は第10条の役員会で選任し、総会で承認を得た者とする。また、その任期は役員会に準じる。</p> <p>2. 顧問は委員長の諮問役として、委員長の会務の計画や遂行のための支援を行う。</p> | |

志津南学区体育振興委員会会則 施行細則

平成28年2月21日

平成27年度 志津南学区体育振興委員会

第1条 (目的)

本細則は、志津南学区体育振興委員会会則(以下、本会則という)の規定に基づき、本会志津南学区体育振興委員会(以下、本会という)の運営及び業務の執行について、本会則の定めなき補足条項を定めることを目的とする。

第2条 (活動費)

本会則第 11 条にあげるまちづくり協議会活動費は、年度ごとにまちづくり協議会に申請した予算案に基づいて審査され金額が決定される。

第3条 (役員)

本会則第6条の委員長は、本会則第5条の委員の中の立候補者から選任する。立候補者の無い場合は委員からの推薦による選任とし、推薦でも選任出来ない場合は、各町内会体育振興委員から合理的に選任する。

2. 本会則第6条の委員長は、志津南学区まちづくり協議会の規定に従って、その役員または代議員に就任するものとする。
3. 本会則第6条の委員長は、当年度当初に満 80 歳以上であること且つ、本人の意思に基づいて、免責することができる。
4. 本会則第6条の副委員長は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。
5. 本会則第6条の事務局長は、本会経験者から選任するものとする。
6. 本会則第6条の事務局次長は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。
7. 本会則第6条の会計は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。
8. 本会則第6条の事業部長は、本会経験者または各町内会体育振興委員から選任するものとする。

第4条 (顧問)

本会則第9条の顧問は、前委員長もしくは役員会で選任した者とする。

第5条 (お礼金)

本会の事業運営にあたり、協力いただいたまちづくり協議会に属しない団体等にお礼金を贈る。

- ・ 金額はその都度、本会委員会にて決定する。

第6条（交通費）

本会委員が任務のため学区外へ移動し、本会の任務については交通費を支給する。支給額はまちづくり協議会の規準に従う。

第7条（備品の貸出し）

学区内外の団体からの備品貸出し要請があったとき、備品の貸出しを行なう。

付則

本施行細則は平成 24 年 4 月 7 日から施行する。

本施行細則は平成 25 年 4 月 6 日から施行する。

本施行細則は平成 26 年 4 月 6 日から施行する。

本施行細則は平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

本施行細則は平成 28 年 2 月 21 日から施行する。

改編遍歴

| 年/月/日 | 改編前 | 改編後 | 改編理由 |
|--------------------------------------|--|--|--|
| H25/4/6 | 第3条 8項 会則第6条の会計監査役は、 本会委員でない者から選任する ものとする。 | 削除 | 会計監査役不要に伴う会則 改編に準ずるため |
| | 第9条 助成対象クラブが宿泊を伴う近 畿大会又は、全国大会に出場 した場合、どちらか一方に経費 補助を行う。 | 助成対象クラブが宿泊を伴う近 畿大会又は、全国大会に出場 した場合、どちらか一方に経費 補助を行う。 | より開かれた助成事業を推 進するため |
| H26/4/6 | 表紙、第1条、第3条2項、第 7条2項(2),(3)、第10条 志津南地区 | 志津南学区 | 志津南地区と追分町各町と の合併により志津南学区体 育振興委員会となるため。 |
| | 第1条 委員会会則 | 委員会会則(以下、本会則と いう) | 以下の文章での定義を明確 にするため |
| | 第1条 本会 | 志津南学区体育振興委員会 (以下、本会という) | 以下の文章での定義を明確 にするため |
| | 第3条 1.項 委員長は、委員の互選により 選任する | 委員長は、本会則第5条の委 員の中の立候補者から選任す る。立候補者の無い場合は委 員からの推薦による選任とし、 推薦でも選任出来ない場合 は、各町内会体育振興委員か ら合理的に選任する。 | 互選の方法を明確にするた め。 |
| | 第3条 2.項 まちづくり協議会の役員 | まちづくり協議会の規定に従っ て、その役員 | 役員を務める根拠を示すた め。 |
| | 第3条 2,3,4,5,6,7 項 会則 | 本会則 | 第1条に示す略号に統一の ため。 |
| | 第4条 2.項 役員会で承認 | 役員会で選任 | 本会則により、承認は総会に よるため。 |
| | 第6条 2.項 ・本会事業に伴って参加者あ るいは本会委員が、傷害のた め入院したとき、 ・入院した場合 | ・本会事業に起因する傷害に よる、参加者あるいは本会委 員が入院したとき、 ・左記を抹消 | ・“伴って”を適正な表現に修 正のため。 ・重複記載を修正のため。 |
| | 第7条 3.項 委員会 | 本会委員会 | 第1条にあわせ、定義を明確 にするため。 |
| | 第8条 協力いただいた団体 | 協力いただいたまちづくり協 議会に属しない団体 | まちづくり協議会の“構成団 体に礼金は贈らない”方針に 従うため。 |
| 第10条 ・2時間以上にわたり ・一律往11復600円とする | ・時間制限を抹消 ・まちづくり協議会の規準に従う | ・まちづくり協議会の規準に 合わせるため。 | |
| H27/5/11 | | 第11条 追記 | 備品の貸出しを行なうことを 本条で追記した。 |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| H27/2/21 | <p>第3条 役員</p> <p>3. 本会則第6条の副委員長は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> <p>4. 本会則第6条の事務局長は、本会経験者から選任するものとする。</p> <p>5. 本会則第6条の事務局次長は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> <p>6. 本会則第6条の会計は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> <p>7. 本会則第6条の事業部長は、本会経験者または各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> | <p>3. 本会則第6条の委員長は、当年度当初に満 80 歳以上であること且つ、本人の意思に基づいて、免責することができる。 追記</p> <p>4. 本会則第6条の副委員長は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> <p>5. 本会則第6条の事務局長は、本会経験者から選任するものとする。</p> <p>6. 本会則第6条の事務局次長は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> <p>7. 本会則第6条の会計は、各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> <p>8. 本会則第6条の事業部長は、本会経験者または各町内会体育振興委員から選任するものとする。</p> | <p>本学区住民の高齢化への対応として、委員長職の重責を配慮しての処置から</p> |
| | <p>第5条 弔慰金 本会委員が死亡したとき、下記の弔慰金を贈る。 弔慰金 10,000 円</p> | <p>削除</p> | <p>各町内会の弔意規定と重なるため</p> |
| | <p>第6条 見舞 本会委員が病気及び傷害のため入院したとき下記の見舞金を贈る。 見舞金 5,000 円 但し、14日以上入院した場合とする。</p> <p>2. 本会事業に起因する傷害により、事業参加者または本会委員が入院したとき、下記の見舞品を贈る。 2,500 円程度の品物</p> | <p>削除</p> | <p>各町内会の弔意規定と重なるため</p> |
| | <p>第7条 クラブ助成金 受給資格を満たしているクラブに助成金を贈る。 助成金 10,000 円</p> <p>2. 受給資格は以下の4つの条件とし、全て満たしているものとする。</p> <p>(1) 滋賀県または草津市の連盟・協会に登録し、公式試合を行っていること。</p> <p>(2) 志津南学区で部員を募集し、同学区在住の方が登録されていること。</p> <p>(3) 練習拠点が志津南学区内の施設(小学校等)であること。</p> | <p>削除</p> | <p>助成事業を平成28年度より若草・岡本西地区協働活動委員会に返上し、本会事業から削除されたので、現行活動に合わせるため</p> |

| | | | |
|--|--|-----------------------------------|--|
| | <p>(4) 団体状況の報告ができること。</p> <p>① 団体の概要(団体の会則でも可)</p> <p>② 事業報告書、収支決算書及び監査報告書(総会での議案書でも可)</p> <p>③ 事業計画書、収支予算書(総会での議案書でも可)</p> <p>3. 第1項の受給は、本会委員会の議決により支給できるものとする。なお、初年度登録のクラブにおいては、この限りではなく、1年間の事業実績により支給判断をするものとする。</p> <p>4. 支給については、年度当初時期に支払うものとする。</p> | | |
| | 第8条 お礼金 | 第5条 お礼金 | 他の条項、削除に伴う変更 |
| | <p>第9条 クラブ補助金</p> <p>助成対象クラブが近畿大会又は、全国大会に出場した場合、どちらか一方に経費補助を行う。</p> <p>補助金 10,000円 (近畿大会の場合)</p> <p>20,000円 (全国大会の場合)</p> | 削除 | 助成事業を平成28年度より若草・岡本西地区協働活動委員会に返上し、本会事業から削除されたので、現行活動に合わせるため |
| | <p>第10条 交通費</p> <p>第11条 備品の貸し出し</p> | <p>第6条 交通費</p> <p>第7条 備品の貸し出し</p> | 他の条項、削除に伴う変更 |